

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
情報公開事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を公開する。 ○ 情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する弁護士と委託契約を締結する。 	R2以前～ R10以降	66	総務課
個人情報保護事業	<p>個人情報の保護に関する法律及び市個人情報保護法施行条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定めるとともに、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報ファイル簿をWEBシステムにより管理する。</p>	R2以前～ R10以降	300	総務課
例規関係事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。 ○ 公布・告示・公告等の公告式を統括する。 ○ 市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。 	R2以前～ R10以降	8,612	総務課
その他法制関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訴訟、和解及び不服申立ての総括事務 ○ 行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務 ○ 住民投票条例に基づく総括事務 ○ 直接請求(条例制定改廃等)の事務 ○ 法令等の運用・解釈の助言・指導 ○ 法令集・解釈書等の整備 	R2以前～ R10以降	2,116	総務課
文書管理事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文書事務の総括 ○ 郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書運送 ○ 文書事務に係る消耗品の一括購入 ○ 印刷機・圧着機・裁断機等の管理 	R2以前～ R10以降	23,732	総務課
公印管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公印規則による適正な公印の管理 ○ 公印の新調・廃止 ○ 公印台帳の整備 	R2以前～ R10以降	20	総務課
文書管理事務事業(臨時分)	<p>現行の紙折り機は平成16年に購入し、購入後19年が経過し劣化が著しく、紙詰まりなどの不具合が多発し、業務に支障が生じている状態である。印刷・製本機器の耐用年数は10年であり、その期間を超過し修繕部品の保証もないため、機器の更新を図る。</p>	R6～ R6	627	総務課
文書管理システム運用事業	<p>令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。</p>	R3～ R10以降	7,577	総務課
庁舎管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 ○ 計画的な改修・修繕の実施 	R2以前～ R10以降	53,626	総務課
庁内放送・庁内電話管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 ○ 代表電話にかかってきた外線を、電話交換手が適宜、関係部署につなぐ。 	R2以前～ R10以降	4,620	総務課
表彰関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 ○ 市の功労者一般表彰等 ○ 市のスポーツ文化功労者等の表彰 	R2以前～ R10以降	275	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
固定資産評価審査委員会事務	○固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を行う。	R2以前～ R10以降	51	総務課
他に属さない事務事業	○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括	R2以前～ R10以降	435	総務課
庁舎管理事業(産業廃棄物処理業務)	○産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R2以前～ R10以降	687	総務課
本庁舎環境改善事業	本庁舎敷地内の老朽化した建物の解体及び代替倉庫の建設を行う。	R2以前～ R7	38,707	総務課
行政不服審査関係事務	国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。	R2以前～ R10以降	10	総務課
法律相談業務委託事業	複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、弁護士と相談ができる体制を構築する。	R2以前～ R10以降	990	総務課
公平委員会事務事業	職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平委員会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。	R2以前～ R10以降	846	総務課
山陽小野田市庁舎建設整備基金事業	令和3年度に耐震工事が終了し、庁舎の長寿命化を図ったが、十数年後には庁舎の建設又は大規模な整備の検討が必要になる。庁舎建設等には多額の経費が必要となるが、一般財源等を活用して計画的に基金に積み立てることで、庁舎建設の財源として活用することが可能となる。また、この基金を活用することにより、庁舎建設時の市の財政負担を軽減するとともに、将来世代への負担も軽減することができ、税の平準化に資することが可能となる。	R3～ R10以降	101,900	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
庁舎管理事業(臨時)	○公用車用駐車場等、本庁舎外構を整備し、本庁舎敷地の運用の適正化を推進する。	R6～ R11以降	5,049	総務課
市長の秘書に関する業務	市長及び副市長が職務に専念できる執務環境を確保するとともに、市政に関する重要事項を審議する庁議を設置することにより、市政運営を円滑に行えるよう支援する。	R2以前～ R11以降	3,465	総務課
基幹統計調査の実施に関する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務	R2以前～ R11以降	3,036	総務課
調査員確保対策事業	山口県統計調査員確保対策事業要綱に基づき、国及び県が実施する統計調査に従事する統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。	R2以前～ R11以降	17	総務課
山口県統計協会負担金負担事業	統計の普及と統計技術の向上を図り、地方統計の発展に寄与するために、山口県統計協会の正会員として負担金(法令外)を負担する。山口県統計協会は、統計普及事業として統計大会の開催、調査員の表彰、研修、各種統計図書の刊行をしており、正会員には山口県統計年鑑等統計図書データを無償頒布している。	R2以前～ R11以降	7	総務課
新型コロナウイルス等感染症対策基金事業	イベントの中止等に伴い不要となった一般財源や寄附金を活用して基金に積み立てることで、新型コロナウイルス等感染症の影響に伴う市民への生活支援、事業者への経済支援、新たな感染症の発生を想定した事前の備え等を実施するに当たって財源として活用し、もって市民の安全安心の確保と市内経済の活性化に寄与することを目的とする基金の造成等を行うもの。	R2以前～ R10以降	2	総務課
職員健康管理事務	労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務遂行できる環境を整え、職員の健康管理を図る。 ストレスチェックによる集団分析等による一次予防の実施や職場環境の改善、長時間労働や業務負担増による労働者のメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見のための産業医等の面談・カウンセリングを実施している。	R2以前～ R10以降	7,632	人事課
公務災害事務	地方公務員法第45条、地方公務員災害補償法第69条、労働基準法第75条、労働者災害補償保険法第1条、第3条に基づく事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中できる職場環境を提供する。	R2以前～ R10以降	500	人事課
職員共済会事務	地方公務員法第42条に基づく地方公共団体の義務業務。 各種給付金の給付事業や、人間ドック利用助成など福利厚生事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。	R2以前～ R10以降	3,300	人事課
地籍調査成果管理事業	地籍調査に関する図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するとともに、地籍調査の結果に誤りを認めた場合は、地図訂正や地積更正を行う。	R2以前～ R10以降	2,010	税務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
第二次山陽小野田市総合 計画改訂事業	第二次山陽小野田市総合計画は、平成30年度から令和11年度までの12年間を計画期間としている。この計画期間は、前期4年、中期4年、後期4年の3期に区分される。このため、令和6年度においては、後期基本計画を策定するに当たって、中期基本計画の進捗を管理するためのアンケート調査を実施し、後期基本計画策定に着手する。 また、中期基本計画を策定する際には、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化しているため、後期策定時においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。	R3以前～ R11以降	640	企画課
財務会計システム構築・運用 事業	平成14年に導入した現行の財務会計システムは、様々なカスタマイズを施し、また、サーバ機器等の更新を行うことで、長期的な運用を図ってきたが、令和3年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題であった。 新たなシステムでは、法令に則った財務処理が実行できることはもとより、旧財務会計システムとは別システムとなっていた起債管理システムを統合し、あわせて、統一的な基準による財務書類を作成するための仕組みを構築し、業務の効率化を図る。	R2以前～ R10以降	13,397	財政課
財務情報システム運用事業	予算の調製やその執行については、法令等に基づき適正に事務処理を行うことはもとより、説明責任という観点では、市の判断や決定事項については、明確な根拠や説明が求められる。 また、個々の職員の財務知識の向上は、行財政運営に不可欠である。 職員が共用できるオンラインによる財務情報提供サービスを導入することで、事務処理の適正化、説明責任の履行の強化及び職員の資質の向上を図る。	R2以前～ R10以降	143	財政課
管理自動車管理・運行事業	市の業務に必要不可欠な管理自動車の管理、運行及び整備に関する事業であり、管理自動車の一元管理による公平な車両供給と効率化及び維持管理費の軽減を図る。	R2以前～ R10以降	13,781	財政課
管理自動車更新事業	老朽化の進む財政課保有の管理自動車を年次的にリース車に入れ替えることにより、新車を購入するのに比べ単年度の出費を軽減する。また、現在リース契約を行って車両についても老朽化が進んでいるため、安全性を勘案して順次更新を行う。あわせて、現在保有している管理自動車について、運行記録から適正な保有台数の検討を行う。	R2以前～ R10以降	1,201	財政課
市有財産維持管理事業	市有財産管理運用指針に基づき、市有財産の適正な維持管理を行う。あわせて、財務規則に基づく市有財産の総括的管理を行う。	R2以前～ R10以降	2,895	財政課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市有財産損害保険事業	予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。	R2以前～ R10以降	630	財政課
情報システム管理・運営事業	住民情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R2以前～ R10以降	118,781	デジタル推進課
情報システム標準化・共通化事業	令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示され、令和7年度末までに国が提供するガバメントクラウドに設置される標準準拠システムへ移行しなければならない。 令和6年度は、標準仕様書と現行システム(やまぐち自治体クラウド)との機能の比較分析(Fit & Gap)の残りの作業を始めとする移行へ向けた作業を実施する。	R3～ R7	99,315	デジタル推進課
住民情報系システム整備事業	①住民情報系通信機器更新 令和元年に更新した住民情報系FW(ファイアーウォール)が、令和7年4月に保守の限界を迎えるため令和6年度に機器を更新し、令和7年度から運用を開始する ②地方公共団体情報システム機構負担金 自治体中間サーバ・プラットフォームの次期システム構築に係る負担金及び国の補助金	R6～ R6	3,876	デジタル推進課
ハードウェア・ソフトウェア保守事業	内部情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R2以前～ R10以降	50,340	デジタル推進課
ネットワーク管理・運営事業	ネットワークの安定稼働のため通信基盤の管理・運営を行う。	R2以前～ R10以降	45,355	デジタル推進課
ネットワーク整備事業	イントラ光ケーブルの本移設 山口合同ガスが実施するガス管敷設工事の施工にあたり、支障となる本市のイントラ光ケーブルを移設する。令和4年度に仮移設を行い、令和6年度に本移設を行う。移設に係る費用は山口合同ガスが補償するとしており、工事の詳細について今後、協議を進める。	R4～ R10以降	6,493	デジタル推進課
情報セキュリティ対策研修等事業	インターネットによる情報収集や電子メールによる相互連絡等が重要度を増してきている中、日々発展する標的型攻撃等によるウイルス感染対策は必要不可欠である。市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。	R2以前～ R10以降	187	デジタル推進課
戸籍事務事業	出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。	R2以前～ R10以降	931	市民課
住民基本台帳事務事業	住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく自治事務である。 住民異動届の提出を受け、住民基本台帳へ登録することにより居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎としている。	R2以前～ R10以降	1,796	市民課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
特別永住許可事務及び市区町村在留関連事務事業	平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握することができるようになった。市では、出入国管理及び難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る住居登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連携処理を行う。	R2以前～ R10以降	12	市民課
印鑑登録事務事業	本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑登録原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。	R2以前～ R10以降	338	市民課
臨時運行許可事務事業	道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録又は継続検査等の目的で陸運局等まで運行する必要がある際、要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与える。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則に基づき実施。	R2以前～ R10以降	10	市民課
船員事務事業	船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に隣接する地域の市町村が事務を代わりに行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定(告示)を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。	R2以前～ R10以降	6	市民課
戸籍情報システム改修事業	戸籍法及びデジタル手続法の一部を改正する法律により、戸籍情報システムの整備を行う。 ・戸籍事務へのマイナンバー制度導入 ・戸籍への振り仮名記載対応	R3以前～ R11以降	24,446	市民課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)において「戸籍」「戸籍の附票」が対象となる基幹業務システムとして規定されている。地方公共団体は2025年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を求められているため、令和7年度までに山陽小野田市戸籍システムを標準準拠システムへ移行する。	R6～ R7	ゼロ予算	市民課
住民基本台帳事務事業(臨時)	住民基本台帳ネットワークシステムは、すべての市区町村、都道府県をネットワークで結び、氏名、住所、性別、生年月日などの情報を国、地方を通じて利用するシステムである。このシステムについて、令和元年度に機器を導入したが令和6年10月末で保守限界となるため、機器の更新を行う。(令和6年度よりデジタル推進課から市民課に変更)	R6～ R11以降	1,854	市民課
水道事業会計繰出金	総務省の地方公営企業繰出金基準により、次の事項について一般会計から企業会計へ繰出しを行う。 ・旧簡易水道事業(企業債償還元利、修繕費) ・上水道統合事業(企業債償還元利) ・児童手当(負担金) ・経営基盤強化事業(出資金)	R3以前～ R11以降	86,902	環境課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護保険特別会計繰出金	一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特別会計へ繰り出すもの。	R3以前～ R11以降	1,055,715	高齢福祉課
国民年金事業	国民年金に係る法定受託事務及び日本年金機構との「協力・連携計画書」に基づく事務を行う。日本年金機構へ、窓口での受付書類の送付や、「協力・連携計画書」で取り決めた情報提供を行う。なお、保険料の収納業務は行わない。	R3以前～ R11以降	85	保険年金課
国民健康保険 特別会計繰出金事業	国民健康保険基盤安定及び負担軽減対策等の一般会計から国民健康保険会計への繰出金	R3以前～ R11以降	560,999	保険年金課
後期高齢者医療 特別会計繰出金事業	保険基盤安定等の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金	R3以前～ R11以降	363,347	保険年金課
病院事業会計繰出金	地方公営企業法に基づき、毎年度総務省より通知される「地方公営企業の繰出金について」に定められた基準の範囲内で市民病院への繰出金を支出する。	R3以前～ R11以降	529,542	健康増進課
石油基地自治体協議会負担金事業	国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学コンビナートが所在する自治体と連携を図る。	R2以前～ R10以降	12	商工労働課
工業用水道事業会計繰出金	水道局(工業用水道事業会計)職員に係る児童手当の給付に要する経費を負担する。	R2以前～ R10以降	356	商工労働課
下水道事業会計繰出金 (農業集落排水事業)	一般会計と公営企業会計の経費区分の原則に基づいて一般会計が負担すべき経費の繰出金。	R3以前～ R11以降	14,658	農林水産課
津布田一丁田地区かんがい排水施設(保守・維持管理)	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。	R3以前～ R11以降	1,000	農林水産課
鉱害復旧事業	鉱害復旧調査の結果が出るまでの期間に2次被害が発生しないように安全施設で仮締切を実施する。	R3以前～ R11以降	100	農林水産課
小規模治山事業	小規模治山事業とは、国庫補助の対象とならない民有林地の崩壊地の復旧事業であって、山地保全上放置しがたいと認められるものを、県が市に補助を行い、市が実施する事業である。 令和5年7月豪雨により、民有林地が崩落したため、当該事業を活用し、復旧工事を実施する。	R6～	6,600	農林水産課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
鉱害復旧事業(臨時)	特定鉱害の無資力鉱区においては、平成14年度から公益社団法人山口県砕石協会が事業を実施してきた。国からの基金を活用し事業実施してきたが、採石業界の低迷に伴い運営状況が厳しくなったため、令和4年2月に特定鉱害復旧事業の廃止を検討した。特定鉱害復旧事業は、指定法人である採石協会でなければ、基金の繰入・繰出ができないそのため市で特定鉱害復旧工事を実施することになった。	R6～ R11以降	4,000	農林水産課
オートレース運営事業	オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていくとともに令和6年度から令和9年度まで一般会計への繰出しを行う。 ※令和4年度以降については、包括的民間委託契約にミッドナイトオートレース運営事業も含める。	R2以前～ R10以降	26,007,551	公営競技事務所
山陽オートレース場施設整備事業	○鉄筋コンクリート造 ○一部鉄骨構造5階地下1階 ○延床面積14,390㎡ ○基本構想・基本計画に基づき、新築・減築に向けた基本設計・実施設計を令和2年度中の完成を目指していたが、詳細設計を終えることができなかった。したがって、施設改修中における施設の使い方や営業方法をなど、管理地区を含めた全体的な施設整備計画の見直しを行う。	R2以前～ R10以降	25,300	公営競技事務所
山陽オートレース場発走合図機・フライング判定装置更新事業	発走合図機・フライング判定装置の経年劣化により不具合が生じ、レース自体に支障が生じる恐れがあり、部品等の調達も困難な状況になっているため、公正かつ安全な競走の実施の観点から更新を行う。 ※発走合図機・フライング判定装置は全場統一規格であり、一般財団法人オートレース振興協会が更新を実施し、同協会とリース契約を締結し、リース物件として借り受ける。(債務負担行為・5年償還)	R5～ R10	41,100	公営競技事務所
投票センター無停電バッテリー更新事業	投票センターの無停電バッテリーが耐用年数を超過しており、落雷等で停電となった際、無停電バッテリーが機能しなかった場合、本場開催・場外発売とも車券の発売が不能となることから、無停電バッテリーの更新を行う。 ※更新事業の主体は、山陽小野田市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約に基づき、包括的民間委託先である㈱JPFとする。	R6～ R6	19,250	公営競技事務所
自動発売機・払戻機更新事業	偽造防止のため、新しい偽造防止技術を加え、デザインを一新した新日本銀行券(新紙幣)について、令和6年7月前半を目途に発行開始(改刷)が予定されているため、その対応として一部の自動発売機・払戻機の更新を行う。 ※更新事業の主体は、山陽小野田市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約に基づき、包括的民間委託先である㈱JPFとする。	R6～ R7	16,803	公営競技事務所
市有財産維持管理事業	国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	223	土木課
公共下水道事業繰出事業	公営企業会計の経費負担区分の原則に基づいて、一般会計が負担すべき経費を支出する。	R2以前～ R11以降	989,997	都市計画課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
契約・入札事務	地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入札を執行する。	R3以前～ R11以降	129	監理室
検査事務	地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。	R3以前～ R11以降	77	監理室
出納審査事務(経常)	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。	R3以前～ R11以降	629	出納室
決算書作成事務	出納閉鎖後3ヶ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。	R3以前～ R11以降	283	出納室
データ伝送化支払事務	債権者に対する迅速かつ正確な支払のため、支払口座データを作成後、指定金融機関へAnserDATAPORTを利用したデータ伝送による支払事務を行う。	R4～ R11以降	627	出納室
指定金融機関派出所設置事務	地方自治法の規定により、地方公共団体は金融機関を指定して公金の収納、支払業務を取り扱うことになっている。これらの業務について、指定金融機関である山口銀行が支払業務等を適正かつ正確に、効率よく行うための派出所業務に係る応分の手数料を支払う。	R4～ R11以降	2,200	出納室
出納審査事務(臨時)	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。 また、指定金融機関からの要望に対応し、必要となる各種手数料の調整を図る。	R6～ R11以降	6,062	出納室
厚狭地区複合施設維持管理業務	山陽総合事務所、保健センター、厚狭地域交流センター及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的に行い、安定した施設運営、維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	31,179	地域活性化室
厚狭地区複合施設施設整備事業	各種イベントが行われる厚狭地区複合施設の中庭は当初から真砂舗装がされているが、供用開始から7年を経過し、固められていた表面の真砂土が流れ、中の石がむき出しになったりしていることから、応急的に修繕し、安全安心に使用できるようにする。 山陽総合事務所の公用車は、経年劣化も進んでいることから、新たにリース契約を行う。 厚狭地区複合施設の自家発電設備の点検について、建築基準法では1年以内ごとの点検が義務付けられているので、年1回点検を行う。	R6～ R6	719	地域活性化室
教育委員会事業	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催(必要に応じ、別途、臨時会を開催)し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。	R2以前～ R10以降	3,188	教育総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
教育委員会事務局事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体的な事務を行う。	R2以前～ R10以降	3,099	教育総務課
教育長会議参加事業	都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。	R2以前～ R10以降	144	教育総務課
公用車更新事業	教育委員会事務局でリース契約し管理している公用車4台に、故障等の不具合等、安全性に不安がある車両は、新規更新リース等の対応を行う。	R2以前～ R10以降	248	教育総務課
教育委員の資質・能力向上事業	教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等について研究協議等を行い、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。	R2以前～ R10以降	252	教育総務課
学校施設等管理事業(産業廃棄物処理業務)	市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R2以前～ R10以降	2,462	教育総務課
監査委員事務事業	事務事業全般にわたり、予算及び法令等に照らし、財務や管理、経営について適正かつ効率的、効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進と最少の経費による最大効果及び組織、運営の合理化が図られているかについて監査を実施する。	R1以前～ R9以降	2,721	監査委員事務局
議会運営事務事業	議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。	R1以前～ R9以降	163,176	議会事務局
本会議、委員会運営事務事業	定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会の運営を行い、その記録として、議事録を作成する。	R1以前～ R9以降	2,376	議会事務局
タブレット端末導入事業	国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5～ R10以降	3,006	議会事務局
議員活動支援事務事業	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。	R1以前～ R9以降	7,524	議会事務局
議長会等参画事務事業	市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に加え、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。	R1以前～ R9以降	2,040	議会事務局

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
議長会等参画事務事業 (臨時)	市議会議長で構成する全国市議会議長会基地協議会に加盟し、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。また、リーダーサイト及び通信傍受施設の所在する市町村の議会議長で構成する防衛省全国情報施設協議会に加盟し、防衛関係補助金及び交付金等の調査・研究並びにその具体的方策を強力に推進する。	R6～ R11以降	390	議会事務局
議員活動支援事務事業 (臨時)	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提出等議員の活動を支援する。	R6～ R11以降	450	議会事務局
議会広報事業	議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。	R1以前～ R9以降	5,636	議会事務局
選挙管理委員会運営事業	公職選挙法に従い永久選挙人名簿、在外選挙人名簿を調製し、国政選挙、地方選挙、住民投票などの事務が適法に滞りなく実施できるように選挙管理委員会を運営管理する。また、各法に基づき、調製した選挙人名簿から裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿を調製する。	R2以前～ R10以降	1,278	選挙管理委員会事務局
山陽小野田市長選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布する。告示日の翌日から期日前投票(5か所)及び不在者投票(市内及び市外の病院等)を実施。選挙期日には投票(31か所)を実施し、投票終了後に開票を行い、当選人を決定する。任期満了日は令和7年4月23日。満了日から30日前までの間に選挙を施行する。令和6年度は告示前の選挙準備を行う。	R2以前～ R10以降	12,658	選挙管理委員会事務局
選挙啓発事業	公職選挙法の趣旨に従い、あらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上を図るため、主権者教育並びに明るい選挙啓発作品募集を実施する。このほか、市明るい選挙推進協議会と協力して選挙が公明かつ適正に行われるよう、様々な機会を通して選挙人の政治意識の向上を図る事業を実施する。	R2以前～ R10以降	172	選挙管理委員会事務局
児童福祉施設等災害復旧事業(補助)	令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園を復旧する。補助対象箇所は、一時預かり室、乳児室、ほふく室及び1歳児保育室の床暖房交換とそれに伴う床の張り替え、乳児室、ほふく室のたたみ交換、遊戯室への出入口の建具不具合調整に伴う床の補修、浸水した各部屋の巾木の交換を行う。	R5～ R6	8,066	子育て支援課
児童福祉施設等災害復旧事業(単独)	令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園を復旧する。床上浸水した各部屋(育児相談室、事務室、医務室、廊下①、遊戯室、2歳児保育室、4歳児保育室、廊下②)の床の張り替えを行う。	R5～ R6	19,329	子育て支援課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
児童福祉施設等災害対策事業	令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園について、浸水対策を講じるもの。 令和7年の梅雨時期に根本的な対策ができるよう事業を進めていく。令和6年度上半期中に浸水被害の調査、浸水対策工法の検討、浸水対策設計を行い、その後浸水対策工事を施工する。 令和6年の梅雨時期については、土のうによる簡易的な対策を講じる。	R6～ R7	6,524	子育て支援課
PCB調査・処分事業	山陽中継所に保管されている低濃度PCB含有変圧器及び他施設の低濃度PCB含有の可能性が高いコンデンサを適正に処理する。	R6～ R6	2,185	環境課